

議案第 25 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定するため、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

総 合 整 備 計 画

京都府宇治市 笠取 辺地
(辺地の人口 139人・面積 8.7km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 東笠取、西笠取 |
| (2) 地域の中心の位置 | 宇治市西笠取辻出川東 |
| (3) 辺地度点数 | 209点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路の整備)

市道梅谷大平線は、笠取地区住民の重要な生活道路として供用していますが、幅員狭小等の箇所があり通行の支障となっていることから、過年度より道路拡幅整備事業等を行ってきました。今後も引き続き、安全で円滑な通行を確保するため、未整備箇所の道路拡幅整備等を実施するものです。

また、市道滝ヶ谷森線は、笠取地区住民の重要な生活道路として供用していますが、経年劣化により路面の損傷等が進行し、日常生活に支障をきたす状況となっていることから、過年度より舗装補修工事等を実施してきました。さらに、法面からの落石のおそれがあり、緊急時には車両通行が妨げられる可能性があることから、今後も引き続き、未整備箇所について道路の延命化及び機能強化を図るため、舗装補修工事や法面对策工事等を行うものです。

(観光又はレクリエーションに関する施設の整備)

総合野外活動センターは、多くの方に利用され、市民の交流と余暇の活用及び山間地域の振興を担っていますが、施設の老朽化が進んでいます。安全・安心な野外活動を保障するため、長期修繕計画に基づき改修等を行うものです。

(通学用自動車の整備)

東笠取及び西笠取地区に住む児童生徒が、地区内の笠取小学校及び地区外の木幡中学校に通学するためスクールバスを運行していますが、車両の更新時期を迎えることから、通学用自動車を購入し、児童生徒の通学手段を確保するものです。

(消防施設の整備)

東笠取地区にある消防器具庫は、整備から40年が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、当該施設を改修することにより、災害時における孤立被害への対策を含め、消防器具庫としての機能の向上を図るものです。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和11年度までの4年間

(単位：千円)

施 設 名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路	宇治市	175,600		175,600	175,600
観光又はレクリエーションに関する施設	宇治市	163,200		163,200	163,200
通学用自動車	宇治市	4,800	2,400	2,400	2,400
消防施設	宇治市	20,000		20,000	20,000
合 計		363,600	2,400	361,200	361,200

総 合 整 備 計 画

京都府宇治市 炭 山・二尾・池尾 辺 地
(辺地の人口 231人・面積 8.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 炭山西ノ谷、炭山岩井谷、炭山土井谷
炭山大西、炭山別所、炭山久田、炭山直谷
炭山底広、炭山乾谷、炭山谷山、炭山吹越
二尾宇川、二尾金剛谷、二尾膳前谷
二尾勢ノ谷、二尾滝ヶ谷、二尾椿灰谷
二尾西縄手、二尾東縄手
池尾北組、池尾西組、池尾東組、池尾南組
池尾寒谷
- (2) 地域の中心の位置 宇治市炭山西ノ谷
- (3) 辺地地点数 126点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路の整備)

市道久田底広線は、炭山地区住民の重要な生活道路として供用していますが、経年劣化により路面の損傷等が進行するとともに、幅員狭小等の箇所があり通行に支障をきたしていることから、過年度より道路拡幅整備事業等を行ってきました。今後も引き続き、安全で円滑な通行を確保するため、未整備箇所の道路拡幅整備等を実施するものです。

また、市道吹越多田線は、池尾及び二尾地区住民の重要な生活道路として供用していますが、経年劣化により路面の損傷等が進行するとともに、幅員狭小等の箇所があり通行に支障をきたしていることから、過年度より道路拡幅整備事業等を行ってきました。今後も引き続き、安全で円滑な通行の確保を図るため、未整備箇所について道路拡幅整備等を実施するものです。

(消防施設の整備)

炭山地区及び二尾地区にある消防器具庫は、整備から40年が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、当該施設を改修することにより、災害時における孤立被害への対策を含め、消防器具庫としての機能の向上を図るものです。

(通学用自動車の整備)

炭山・二尾・池尾地区に住む児童生徒が、地区内の笠取第二小学校及び地区外の本幡中学校に通学するためスクールバスを運行していますが、車両の更新時期を迎えることから、通学用自動車を購入し、児童生徒の通学手段を確保するものです。

3. 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和11年度までの4年間

(単位：千円)

施 設 名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路	宇治市	133,000		133,000	133,000
消防施設	宇治市	23,600		23,600	23,600
通学用自動車※	宇治市	4,800	2,400	2,400	2,400
合 計		161,400	2,400	159,000	159,000

※(再掲)通学用自動車は「笠取」、「炭山・二尾・池尾」の2地区で同時に実施するため、各辺地に事業費を再掲しています。

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を得るため提案するものがあります。